

議案第20号

三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月5日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三朝町条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第9条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地	(職員) 第9条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う

方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)～(10) 略

4及び5 略

附 則

(職員に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第9条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。））」とする。

2 この条例の施行に際し、現に存する放課後児童健全育成事業所については、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第9条第4項の規定中「40人」とあるのは、「70人」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

研修を修了したものでなければならない。

(1)～(10) 略

4及び5 略

附 則

(職員に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第9条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。））」とする。

2 この条例の施行に際し、現に存する放課後児童健全育成事業所については、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間は、第9条第4項の規定中「40人」とあるのは、「70人」とする。